

人材認定等事業登録マーク使用規程

1. 目的

この規程は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）第 11 条に基づき登録を受けた人材認定等事業であることを示すために環境省が作成したマーク（以下「登録マーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、登録マークの適正な使用及び人材認定等事業登録制度の認知向上等に寄与することを目的とする。

2. 管理事務

登録マークの権利は環境省が有し、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室長（以下「登録マーク管理者」という。）が管理する。

3. 使用することができる者

次の(1)から(4)のいずれかに該当する者は、それぞれに規定する場合に、指定マークを使用することができる。

- (1) 環境教育等促進法に定める人材認定等事業に登録された者が、自らが登録事業者であることを証するために使用する場合
- (2) 環境教育等促進法に定める人材認定等事業に登録された者が、登録された事業の実施に関して使用する場合
- (3) 国の機関及び地方公共団体が、人材認定等事業登録制度に関する普及啓発等に関する活動に使用する場合
- (4) 登録マークの使用を希望する者が、以下の手続により登録マーク管理者の許諾を得て許諾された範囲で使用する場合
 - ・登録マークの使用を希望する者で、上記(1)～(3)に該当しない者は、別添の申請書に使用者の範囲、使用目的、使用期間、使用方法等を明記し、登録マーク管理者に事前の申請を行う。
 - ・登録マーク管理者は、使用を許諾する場合は条件を明示して書面又は書面に準じる方法で回答する。

4. 使用の改善又は禁止について

登録マーク管理者は、3により登録マークを使用する者（以下「使用者」という）による使用状況が次に掲げる事項に該当する場合には、当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。使用改善の要求に従わない場合には、登録マーク管理者は当該使用者に対する使用の禁止を求めることができる。なお、環境省及び登録マーク管理者は、これらの求めに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

- (1) 人材認定等事業登録制度の趣旨と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (3) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (5) 使用者が実体のない団体の場合。
- (6) 環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室が公表するマーク使用マニュアルに反する場合。
- (7) 反社会的勢力、若しくは、それに類する団体、企業及び個人に関わりがある者が使用する場合。
- (8) その他、本規程の定めに適合しない等登録マーク管理者が不適切であると判断した場合。

5. 使用料

登録マークの使用料については、無料とする。

6. その他

- (1) 使用者は、登録マークの使用により国又は第三者に損害を与えた場合には、その損害について賠償する責任を負う。
- (2) 環境省及び登録マーク管理者は、登録マークの使用により生じた一切の損害について責任を負わない。
- (3) 環境省又は登録マーク管理者は、使用者でない者が登録マークを使用した場合は、その者に対し、登録マークの使用の差止請求、損害賠償請求その他必要な措置を講ずることができる。
- (4) 本規程に定めるもののほか、必要な事項は環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室が別に定める。

7. 附則

この規程は令和2年3月25日から施行する。

(別添)

文書番号
年 月 日

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室長 殿

申請者
住所
氏名 印

人材認定等事業登録制度マーク使用の申請について

人材認定等事業登録制度マークを使用したいため、下記とおり申請します。

記

1. 使用者の範囲（部署、プロジェクト名）
2. 使用目的
3. 使用期間
4. 使用方法
5. その他